

原本を提出すること。(コピーは不可)

補助条件等自己申告書【新規出店事業】

☆ 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものについて□にチェックしてください。

(①②⑤のチェック欄は必須。③④のチェック欄は該当者のみ)

① 共通項目

- 私(当社)は市税の滞納はありません。
- 補助対象区域内の事業です。
- 他の補助金との併用はしていません。
- 出店日から起算して3年を経過する日までの間、閉鎖及び閉店した場合補助金を返金します。
- 事業の状況について、市が指定する方法により報告します。
- 街のにぎわいの向上に資する市の施策並びに商店街組合や町内会等の取組に協力するよう努めます。
- 商店街組合等がある区域に商業施設を出店する場合は、商店街振興組合等に加入します。
- 本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目の区域に新店舗等を出店又は設置する場合、雁木及び町家との景観調和に配慮します
- 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。

② 改装費

- 中心市街地同区域内の店舗移転や過去に営業していた同店舗における業種の変更、改装ではありません。
- 補助対象経費となる改装費については、住居部分を除く改装工事に係る費用です
- 見積りは2以上の施工業者から取っており、最低価格の業者と工事契約を締結します。
- 見積施工業者は市内業者です。
- 工事ともなう、関係法令(建築基準法、消防法等)を確認し、違反はありません。
- 「改装に係る資金計画書」で空き店舗等の所有者の負担分について確認しています。

③ 商業施設、事務所

- 1週間に5日以上営業します。
- 営業日では午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業しています。
- 風俗業やパチンコ店、貸金業等の施設ではありません。

④ 人件費

- 雇用者は市内に住所を有しています。(または、開業後に市内に住所を有することとなります)
- 雇用者の業務に従事する時間が1週間に30時間以上です。
- 雇用者を雇用保険に加入します。
- 私(当社)は3年以内に労働基準法やその他の労働関係法令に違反したことがありません。
- 下記①の場合は契約期間内、②及び③の場合は雇用日から6月を経過するまでの間、私(当社)の都合による解雇や契約解除を行いません。
- (下記①及び②の場合)公共職業安定所の紹介により失業者を雇用します。

- ① 失業者の雇用でかつ有期雇用の場合
- ② 失業者の雇用でかつ期間の定めのない雇用の場合
- ③ 現在有期雇用契約により雇用されている人を期間の定めのない雇用に変更する場合

⑤ 添付書類

- 補助金交付申請書(第1号様式)
- 補助事業に係る事業計画書
- 資金収支計画書(1年目から3年目まで3か年分)
- 市町村民税の納税証明書の写しまたは納税状況の調査に係る承諾書
- 新店舗等の位置図
- 改装前の写真
- 改装に係る見積書の写し(2以上の施工業者)
- 改装に係る資金計画書
- 承諾書(事業主用・労働者用)(※労働者用は確定してから提出すること)

上記記載事項に誤りはありません。

申請者団体名及び氏名： _____